

公益財団法人 日本社会福祉弘済会 定 款

第 1 章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本社会福祉弘済会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、社会福祉施設等社会福祉事業に従事する者(以下「社会福祉関係者」という。)等に係る研修・研究事業その他社会福祉に関する諸活動に対して助成等を行いもってわが国及びアジア等の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉関係者に係る研修・研究事業に対する助成
- (2) 社会福祉に関する諸活動に対する支援及び助成
- (3) アジア等の障害者への車いす修繕・寄贈事業等に対する支援及び助成
- (4) 社会福祉関係者の共済に係る事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

2. 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理し、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

3. 理事会において基本財産の一部を処分し、又は基本財産から除外したときは、評議員会にその報告をするものとする。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本会の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類に

- については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経たうえで、評議員会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額の算定をし、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 本会に、評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ. 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ. 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ. 当該評議員の使用人
 - ニ. ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の

財産によって生計を維持している者

ホ. ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ. ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ. 理事

ロ. 使用人

ハ. 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ. 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たな選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員への報酬等は、各事業年度の総額が200万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、報酬等として支給する。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1)評議員、理事及び監事の選任及び解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給基準
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する他必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
3. 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第18条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。この通知は法令に定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により発することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議等の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意

の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2. 理事が、評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、理事長、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役員等及び理事会

(役員の設定)

第23条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内
2. 理事の内1名を理事長とし、1名を常務理事とする。
3. 前項の理事長をもって、一般法人法の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条が準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本会を代表しその業務を執行する。常務理事は、理事長を補佐し理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その会務を代行する。常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
3. 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で、2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務執行を監査し法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までと

- する。
4. 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第30条 本会は、一般法人法第198条において読み替えて準用する同法第111条第1項の規定による理事若しくは監事又は評議員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2. 本会は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任額の限度額は、一般法人法第198条で準用する同法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)本会の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4)その他この定款で定める職務

(開催)

第33条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

2. 理事会を招集するときは、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

3. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故もしくは支障があるときは、常務理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議等の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

2. 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
3. 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第40条 本会は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条 17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条 17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 選考委員会

(選考委員会)

第43条 第4条に規定する助成の対象の選考を行うため、理事会は選考委員会を設置することができる。

2. 委員は、学識経験等のある者の内から理事会において選任し、理事長が委嘱する。
3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第44条 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務局には事務局長1名のほか、所要の職員をおく。

2. 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
3. 職員は理事長が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、電子公告による。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の理事長は金田一郎とする。

附則(平成28年6月27日改正)

この改正定款は平成28年6月27日から施行する。

(備考:副理事長廃止に伴う条項の変更で第23条、第24条、第25条、第32条、第34条、第35条に関する変更があった。)

附則(令和元年6月25日改正)

定款第2条の変更(主たる事務所の所在地変更)については令和元年7月1日から施行する。

附則(令和2年6月12日改正)

定款第10条、第23条1項(1)の変更(評議員、理事の定数変更)については令和2年7月1日から施行する。

附則(令和5年6月13日改正)

この定款(第13条評議員に対する報酬等の改正)、は令和5年7月1日から施行する。